

国際線貨物「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)の改定を申請

ANAグループは、本日2015年6月15日(月)、国際線貨物における「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)の運賃額改定を国土交通省に申請いたしました。

当社グループでは、燃油特別付加運賃を申請時点における直近1カ月の航空燃油市場価格の平均に基づいて見直すこととしております。今般、2015年5月1日から2015年5月31日における同価格の1カ月平均が1バレルあたり77.76米ドルとなったため、改定することといたしました。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

燃油特別付加運賃額改定の概要

1. 適用期間 : 2015年7月1日(水) 発行分より

2. 運賃額 : 次の運賃を日本発の国際線区間に適用(1 kilogram 当たり)

路線	現行	改定後
長距離(日本＝北米・欧州・中東など)	57円	64円
遠距離アジア(日本＝シンガポール・タイ・ベトナム・インドネシアなど)	52円	57円
近距離アジア(日本＝韓国・台湾・中国・香港・フィリピンなど)	45円	50円

3. 改定(廃止)条件:

(1) 燃油市況への連動性を高める観点から、改定期間を1カ月といたします。なお、関係国政府の認可状況に応じた変更申請につきましては、この限りではありません。

(2) 本運賃の改定には、利用者の皆様への分かりやすさの観点からシンガポール市場の平均燃油価格を指標として用います。2015年8月1日(土)以降の燃油特別付加運賃額につきましては、適用開始月2カ月前の1カ月間のシンガポールケロシンの平均価格を指標とし、1バレルあたりの平均価格に応じて別紙に従って改定することといたします。また、シンガポールケロシンの市況価格が1カ月間平均して1バレル当たり35米ドルを下回った場合、本運賃は廃止いたします。

以 上